

## 庄原市公告第3号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により  
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年2月1日

庄原市長 木山 耕三

1. 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり
2. 縦覧場所  
庄原市企画振興部林業振興課又は  
庄原市のホームページ  
([https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/ringyo/cat01/post\\_1673.html](https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/ringyo/cat01/post_1673.html))
3. 本公告により、庄原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。